

## 1 補助金制度について

問1 「新潟県雪国型 ZEH 等導入促進補助金」とは、どのような制度ですか。

- 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、家庭における温室効果ガス排出量削減と雪国型 ZEH の普及等による本県全域での脱炭素化の推進を図るため、脱炭素化に資する雪国型 ZEH 等の導入を行う者に対し補助金を交付するものです。

問2 補助金の対象となる雪国型 ZEH とは、どのような住宅を指すのですか。

- 以下の全ての基準を満たす住宅が本補助金の対象となります。
  - ・別添資料<sup>※1</sup>で定める『ZEH』、Nearly ZEH<sup>※2</sup>又は ZEH Oriented のいずれかに該当すること。
  - ・断熱性能は、一般社団法人 20 年先を見据えた日本の高断熱住宅研究会（以下「HEAT20」という）の基準の G1（外皮性能  $U_A$  値（外皮平均熱貫流率）が地域区分 4 では 0.46 以下、地域区分 5 では 0.48 以下）以上（それよりも低い値）であること。
    - 地域区分 4：小千谷市、十日町市、村上市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村
    - 地域区分 5：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
  - ・気密性能が、HEAT20 で推奨されている気密性能 C 値（隙間相当面積）1.0 以下であること。
  - ・太陽光発電設備を原則導入すること。

※1 出典：ZEH フォローアップ委員会「ZEH+の「外皮性能の更なる強化」の暫定措置の今後の取扱いについて（令和5年3月31日）」における「【参考資料2】戸建住宅における ZEH の定義一覧表」

※2 「Nearly ZEH」を多雪区域以外（佐渡市及び粟島浦村）に設置する場合は本補助金の対象外となります。

問3 国や市町村が実施する補助金や助成金と併用することができますか。

- 同一の補助対象設備等に他の国の補助金や助成金（国から委託等を受けた執行団体が実施する補助事業を含む）を併用することはできません。
- 市町村等の補助金制度との併用は、県又は国の補助金と併用不可である旨の定めが

ある場合を除いて併用可能ですが、詳細は補助金制度を実施する市町村等にお問合せください。

**問4 太陽光発電設備ではFIT、またはFIP制度の認証を受けることができますか。**

- 本補助金で設置する太陽光発電設備では、FIT 又はFIP の認定を取得することはできません。（認定を取得した場合、補助金の交付を受けることができません。）  
※太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を自家消費したあとの余剰分の電力についてはFIT 又はFIP の認定を取得しない場合に限り売電することが可能です。

## 2 補助対象設備等について

**問5 既設住宅を改修して雪国型ZEH仕様とする場合、補助金の対象となりますか。**

- 補助金の対象は、「補助対象者が自ら居住する目的で、雪国型ZEHを県内に新築し、または新築されたものを購入するものであること」としており、既設住宅の改修は補助の対象となりません。

**問6 気密性能試験を実施するタイミングはいつですか。**

- 気密性能試験は、建物完成時の測定を基本としています。
- 建物完成前に気密測定を行う場合は、測定後に行われた全ての工事が気密性能に影響しないことを、第4号様式別紙2の事業実績書または気密測定の成績書のいずれかに明記する必要があります。

**問7 太陽光発電設備や蓄電池で導入できる設備容量に上限はありますか。**

### 【太陽光発電設備】

- 本補助金の交付対象となる設備は、最大出力が10kW未満のものに限ります。（補助金の交付上限は31.5万円です。）

### 【蓄電池】

- 本補助金の交付対象となる蓄電池は、容量が4,800Ah・セル未満のものに限ります。（補助金の交付上限は25万円です。）

**問8 県交付要綱に記載されている、太陽光発電設備の「最大出力」とは何ですか。**

- 搭載する太陽光パネルの公称最大出力の合計（○[kW]×□[枚]）と、パワーコンディ

ショナーの定格出力を比較して、出力の低い方を太陽光発電設備全体の「最大出力」としています。

問9 PPA やリース契約により太陽光発電設備や蓄電池を導入することができますか。

- PPA 又はリース契約により太陽光発電設備や蓄電池を導入する場合は、対象外となります。

問10 リース契約により車載型蓄電池を導入することができますか。

- リース契約により車載型蓄電池を導入する場合は、対象外となります。

問11 雪国型 ZEH を含む組合せしか受け付けないのはなぜですか。

- 本補助金は、家庭における温室効果ガス排出量削減と雪国型 ZEH の普及等による本県全域での脱炭素化の推進を図ることを目的としていることから、雪国型 ZEH を含む組合せのみを対象としています。
- なお、雪国型 ZEH を含まない組合せ（交付要綱別表 2 組合せ E, F, I）は、予算執行状況により年度の途中から受付を開始する場合があります。

問12 蓄電池について、交付要綱別紙に定格容量 1 kWh あたりの価格が 12.5 万円/kWh 以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めることとなっておりますが、どのようにすれば良いですか。

- 複数者からの見積りの取得や販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと等により、定格容量 1 kWh あたりの蓄電池の価格が 12.5 万円以下となるよう努めてください。これを超える場合は、理由書を添付することが必要です。

<主な理由の例>

- ・複数者からの見積もりの取得を行い 12.5 万円/kWh 以下の蓄電池の導入を検討したが、条件を満たす価格にならなかったため。
- ・販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行い、12.5 万円/kWh 以下の蓄電池の導入を検討したが、条件を満たす価格にならなかったため。

- 当該地域における蓄電システムの販売事業者については、以下の検索フォームを必要に応じてご活用ください。

<DR 家庭用蓄電池事業における申請代行者（販売事業者）検索フォーム>

<https://dr-battery.sii.or.jp/r7h/agent-search/>

### 3 補助対象設備等の補助率、補助上限額について

問 13 申請時の補助金額は、消費税を含みますか。

- 消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費の対象外となります。

### 4 申請書の提出方法等について

問 14 申請書の提出方法を教えてください。

- 申請書を電子メール又は郵送（書留郵便に限る）で以下の提出先に提出してください。

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県 環境局 環境政策課 カーボンゼロ推進室

E-mail : yukigunigata-zeh@pref.niigata.lg.jp

※ 直接持参した場合は受付できません。

※ 電子メールでの受付は1月29日（金）の17時00分まで、郵送の場合は1月29日（金）当日必着。

問 15 申請書に押印は必要ですか。

- 原則、押印は不要になります。（必要に応じて、電子メールや電話等で申請者の本人確認等をさせていただく場合があります。）

問 16 雪国型 ZEH について、太陽光発電設備を導入しなくても補助対象となるのはどのような場合ですか。また、理由は何を記載すれば良いのですか。

#### 【設置場所が多雪区域以外（佐渡市又は粟島浦村）の場合】

- 太陽光発電設備を設置しない場合は、以下の要件が必須となるので、該当する旨を理由書に記載してください。

- ・北側斜線制限（2階建以上の住宅に影響が生じる場合）の対象となる用途地域等であって、敷地面積が 85 m<sup>2</sup>未満である土地に建築される平屋建てではない住宅であること。

#### 【設置場所が多雪区域（佐渡市又は粟島浦村以外）の場合】

- 設置できない主な理由の例は以下のとおりです。工事を施工する工務店等にも確認の上、理由書に記載してください。

<主な理由の例>

- ・多量の積雪により破損のおそれがある。
- ・日射量が極端に低く、太陽光発電設備による発電量がほとんど見込まれない。

問 17 太陽光発電設備と蓄電池がセット商品になっており、見積書が1つにまとまっているのですが、そのまま添付して良いですか。

- 見積内訳書などの補助対象設備等ごとの経費がわかる資料を添付してください。

問 18 全解体をしてから住宅を新築すると、工事種別が「改築」という扱いになりました。この場合、雪国型 ZEH の申請は可能でしょうか。

- 既存住宅を解体して同じ敷地で住宅を新築する場合は、交付要件を満たしていれば補助対象となります。
- ただし、既存住宅を「全解体してから新築している」ことを示す書類が別途必要になります。詳細は別途お問い合わせください。

## 5 交付決定について

問 19 交付決定前に補助対象設備等の工事の契約を締結することは可能ですか。また工事に着手することは可能ですか。

- 契約日の要件はありませんので、交付決定前に工事等の契約を締結していても差し支えありません。
  - 補助対象設備等の工事<sup>\*</sup>は交付決定を受けてから着手してください。（交付決定を受ける前に補助対象設備等の工事に着手していた場合は、補助金を交付することができません。）
- ※ 雪国型 ZEH については、杭打ち工事や根切り工事は交付決定前に着手しても差し支えありません。基礎工事よりも後の工程（地上階の柱、又は壁の工事等）については交付決定を受けてから着手してください。

## 6 補助事業の変更について

問 20 申請して交付決定された後、太陽光発電設備の規模や蓄電池の対象経費が変わることになりました。変更することは可能でしょうか。

- 交付要件を逸脱しなければ、導入する設備の規模や対象経費の変更は可能です。
- ただし、交付決定額が減額となる場合は、決定した時点で変更承認申請書の提出が必要です。（交付決定額が減額とならない範囲での変更の場合は変更承認申請書を提出する必要はありません。）
- なお、対象経費が増額となっても、交付決定額の増額はできません。

## 7 実績報告について

問 21 実績報告書はいつまでに提出すれば良いのですか。

- 補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は令和9年3月1日(月)のいずれか早い時期までに提出してください。(期日までに実績報告書が提出されない場合は補助金を交付することができません。)
- やむを得ず令和9年3月1日(月)までに実績報告書が提出できない事情が生じたときは、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況と完了予定を記載した書類を提出してください。なお、書類を提出した場合でも、その理由や完了予定日によっては補助金を交付することができない場合があります。

**問22 支払証拠書類を提出する際、気をつける点は何でしょうか。**

- 支払証拠書類に記載されている費用について、税込み金額しか記載されていない場合は別途税抜き金額を追記してください。
- 太陽光発電設備等を申請している場合、それぞれの設備にかかった費用がわかるような書類をご提出ください。総額で示されている場合は別途「太陽光発電設備〇万円を含む」等のように追記してください。

**問23 「補助対象設備等の設置状況等が分かる写真」はどのような写真を提出すれば良いのですか。**

**【雪国型 ZEH】**

- 建物の外観を、全景が分かるように撮影したもの。(建物が実際に建築済みであることが確認できれば、一方向のみの写真で可。ただし、太陽光発電設備を設置している場合は太陽光発電設備の設置状況も分かるように撮影すること。)

**【太陽光発電設備】**

- 建物に設置後のパネルを導入枚数が分かるように撮影したもの。(屋根の複数面に設置した場合等は全ての導入枚数が分かる写真を提出すること。)
- 設置後のパワーコンディショナーの全体を撮影したものと、メーカーや型式(又は最大出力)が確認できる箇所を撮影したもの。

**【蓄電池】**

- 設置後の設備全体を撮影したものと、メーカーや型式が確認できる箇所を撮影したもの。

**【車載型蓄電池】**

- 電気自動車・プラグインハイブリッド車全体を撮影したもの

**【充放電設備】**

- 設置後の設備全体を撮影したものと、メーカーや型番が確認できる箇所を撮影したもの。

**【地中熱設備】**

- 設置後の室外機(ヒートポンプユニット等)と室内機の全体を撮影したものと、メーカーや型式が確認できる箇所を撮影したもの。

**問 24 住宅が雪国型 ZEH の性能に適合していることについて、どのように証明すれば良いのですか。**

- 断熱性能については、第三者機関による証明書（地域区分に応じ  $U_A$  値が 0.46 又は 0.48 以下を確認できるもの）を実績報告書に添付してください。  
＜証明書の例＞
  - ・BELS 評価書（交付申請時の内容に応じた区分の ZEH マーク\*が表記されたもの）
  - ・設計住宅性能評価書または建設住宅性能評価書（断熱等性能等級 6、7 を満たすもの）※ 「『ZEH』」、「Nearly ZEH」、「ZEH Oriented」のいずれか。
- 気密性能については、JIS A 2201 送風機による住宅等の気密性能試験方法による測定結果を実績報告書に添付してください。（気密性能試験結果は別添資料 2 を参考にしてください。）

**問 25 どのような状態であれば事業完了となるのですか。**

- 雪国型 ZEH については、断熱工事、気密性能に係る工事が完了し、一次エネルギー消費量削減率の算定対象となる設備（暖冷房、換気、給湯、照明）の設置が完了したことをもって事業完了となります。
- 太陽光発電設備、蓄電池、充放電設備については、設置が完了し、通電されている又は通電できる状態になっていることをもって事業完了となります。
- 車載型蓄電池については、自動車検査証の新規発行をもって事業完了となります。

戸建住宅におけるZEHの定義一覧表 (出典：ZEHフォローアップ委員会「ZEH+の「外皮性能の更なる強化」の暫定措置の今後の取扱いについて(令和5年3月31日)」における【参考資料2】)

分類・通称	要件					目指すべき水準 (気象条件や建築地特有の制約等に応じて、特定の地域に目指すべき水準を設定している。)	
	外皮基準 (U <sub>A</sub> 値)			一次エネルギー消費量			その他要件・備考
	地域区分			削減率※6			
	1・2	3	4～7	省エネのみ※4	再エネ等含む		
『ZEH』 ゼッチ	≤0.40	≤0.50	≤0.60	≥20%	≥100%	再生可能エネルギーを導入(容量不問。全量売電を除く。)すること。	—
	〃	〃	〃	≥25%	〃	上記に加え、※5のうち2項目以上を満たす。	—
Nearl y ZEH ニアリー・ゼッチ	〃	〃	〃	≥20%	≥75% <100%	再生可能エネルギーを導入(容量不問。全量売電を除く。)すること。	・寒冷地(地域区分1又は2地域) ・低日射地域(日射区分A1又はA2地域) ・多雪地域
	〃	〃	〃	≥25%	〃	上記に加え、※5のうち2項目以上を満たす。	—
ZEH Oriented ゼッチ・オリエンテッド	〃	〃	〃	≥20%	—	下表の対象地域に該当する。 再生可能エネルギー未導入も可。	下表の対象地域が該当する。

ZEH Oriented対象地域 (右記のいずれかの地域に該当する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部狭小地等(北側斜線制限の対象となる用途地域等(第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域並びに地方自治体の条例において北側斜線規制が定められている地域)であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く。)</li> <li>・多雪地域(建築基準法で規定する垂直積雪量が100cm以上に該当する地域)</li> </ul>
--	--

※1 強化外皮基準は、1～8地域の平成28年省エネルギー基準(ηAC値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値1・2地域：0.4 W/㎡K以下、3地域：0.5 W/㎡K以下、4～7地域：0.6 W/㎡K以下とする。

※2 再生可能エネルギーの対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。(ただし余剰売電分に限る。)

※3 一次エネルギー消費量の計算は、住戸部分は住宅計算法(暖冷房、換気、給湯、照明(その他の一次エネルギー消費量は除く))、共用部は非住宅計算法(暖冷房、換気、給湯、照明、昇降機(その他の一次エネルギー消費量は除く))とする。

※4 「太陽光発電設備による発電量」、「コージェネレーション設備の発電量のうち売電分」を除く。

※5 ZEH+の追加要件は、次の3要素のうち2つ以上。

①外皮性能の更なる強化：U<sub>A</sub>値[W/㎡K]が地域区分ごとに次の値以下であること。

地域区分	1・2	3・4	5～7
U <sub>A</sub> 値[W/㎡K]	0.30	0.40	0.50

\* 4・5地域のU<sub>A</sub>値については、2022年度までは、0.50以下でも可とする。

②高度エネルギーマネジメント：HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量を把握した上で、住宅内の暖冷房、給湯設備等を制御可能であること。

③電気自動車を活用した自家消費の拡大措置：太陽光発電設備により発電した電力を電気自動車等に充電、または電気自動車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を設置し、車庫等において使用可能としていること。

※6 エネルギーに係る設備については、所有者を問わず当該住宅の敷地内に設置されるものとする。